



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次 告 示

- 平成十七年度木材業者の登録事項の変更

(五四・林業課) 一
(五五・まちづくり推進課) 二

- 都市計画事業変更の認可

(五六・森林整備課) 二

- 解除予定保安林

(五七・道路課) 二

- 道路の区域の変更

(五八・") 二

- 道路の供用開始

(五九・") 三

公 告

- オシロスコープ購入に係る一般競争入札
- 大規模小売店舗の新設に関する公示

(新産業課) 三
(商工課) 五

○ 告 示

● 佐賀県告示第五十四号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）

第七条第二項の規定により、平成十七年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

平成十八年二月六日

佐賀県知事　古川康

木 材 業 者

登録番号	登録年月日	住 所		名 称	役職名及び氏名
佐木鳥第12号	平成18年1月20日	変更前	鳥栖市今町1788番地	株式会社 宮原住宅産業	代表取締役 宮原 秀光
		変更後	"	"	代表取締役 宮原きみ代

●佐賀県告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年二月六日

佐賀県知事 古川康

一 施行者の名称

嬉野市

二 都市計画事業の種類及び名称

嬉野都市公園事業 六・五・一号 嬉野総合運動公園

三 事業施行期間

昭和五十七年二月二十四日から

平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 嬉野市嬉野町大字下宿字一本松、字三本松及び葛尾の事業地のうち字一本松及び葛尾地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

●佐賀県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するため、次の森林を解除予定保安林とする。

平成十八年二月六日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市呼子町大友字藤川九〇一七の八、字畠ヶ田八四五〇の一、八四五三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

保健衛生施設用地及び道路用地とするため解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市呼子町大友字藤川九〇一七の八、字畠ヶ田八四五〇の一、八四五三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

保健衛生施設用地及び道路用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

唐津市表示した図面は、平成十八年二月六日から平成十八年三月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

●佐賀県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月六日から平成十八年三月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月六日

佐賀県知事 古川康

県道 山崎町切線		道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
前	後	変更前の別	変更前	変更後の別
四・三	八・三	七・四	メートル員	メートル員
九一・〇	九一・〇	九一・〇	メートル長	メートル長

●佐賀県告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年一月六日から平成十八年三月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月六日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道路の区域				
	区間	変更前	幅員	延長	
唐津市相知町湯屋字本谷一一一 番一地先から 唐津市相知町田頭字岸ノ下一六 二番一地先まで	後	四・四 ~ 二・五	一七六・八		
山崎町切線	前	—	—		

●佐賀県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年一月六日から平成十八年三月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山崎町切線	唐津市相知町湯屋字本谷一一一番一地先から 唐津市相知町田頭字岸ノ下一六二番一地先まで	平成一八・二・一五

○公示

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月6日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量
オシロスコープ一式

(2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限
平成18年3月31日

(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129
3 入札参加資格及び条件

	(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。	(2) 期限 平成18年2月20日 10時00分
	(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。	8 開札の場所及び日時 (1) 場所 上記7の(1)の場所
	(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。	(2) 日時 平成18年2月20日 10時00分
4 入札説明書の交付及び契約条項の提示	(1) 期間 平成18年2月13日まで	9 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。
5 入札者に求められる義務	(2) 場所 上記2の部局	(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年2月13日16時までに上記2の部局に提出すること。	(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。	10 入札の無効 次のいづれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。 (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者 (2) 当該競争について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 (4) 1人で2以上の入札をした者 (5) 代理人でその資格のないもの (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者
6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法	(1) 場所 上記2の部局	11 落札者の決定の方法 (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。
7 持参による入札書の提出の場所及び期限	(1) 場所 書留郵便とすること。	(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟61号会議室		

入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
	平成18年2月6日
1	大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
(1)	大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパー・セントライアル伊万里店 伊万里市二里町大字筐尾甲2456番3
(2)	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 大規模小売店舗を設置する者 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号
イ	大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号
2	届出年月日 平成18年1月20日
3	関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成18年2月6日から 2,387平方メートル

(5)	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア	駐車場の位置及び収容台数 建物南東側 95台
	建物屋上 66台
	合計 161台
イ	駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 40台
ウ	荷さばき施設の位置及び面積 建物内南側 37.5平方メートル
エ	廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側 37.5立方メートル
(6)	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間営業
イ	来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
ウ	駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地南東側 1か所
エ	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前3時から午後6時まで
2	届出年月日 平成18年1月20日
3	関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成18年2月6日から 2,387平方メートル

4 その他

平成18年6月5日まで
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

購読料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています